2026年9月発行

積雪路 凍結路

ノーマルタイヤ 危険！立ち往生





ノーマルタイヤは**積雪路・凍結路の走行を想定したタイヤではありません。**

積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は**法令違反**となります。

反則金
普通車 **6千円**

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。（沖縄県を除く）
違反行為は、反則金の適用となります。（大型車：7千円、普通車：6千円、二輪車：6千円、原付車：5千円）
※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

積雪路・凍結路を走行する場合は、

必ず**冬用タイヤを装着しましょう。**

詳しい情報はコチラ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

後援：国土交通省九州運輸局／国土交通省九州地方整備局／西日本高速道路株式会社九州支社／ＪＡＦ九州本部

九